

単位スポーツ少年団代表者様

新潟県スポーツ少年団

スポーツ少年団指導者登録について

平素からスポーツ少年団事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、スポーツ少年団における指導者登録について、お問い合わせをいただいておりますので改めて登録要件について下記のとおり説明しますのでご確認をお願いいたします。

記

1. スポーツ少年団指導者登録について
別添え「スポーツ少年団登録規程施行細則」記載の内容を満たすことで、登録が可能です。
2. 令和6年度にスポーツ少年団へ指導者登録する場合は以下の①～③いずれかに該当する必要があります。
 - ① JSP0公認スポーツ指導者資格（JBA/JFA のC 級コーチライセンス以上を含む）保有者
 - ② 令和5年度スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会修了者
※旧スタートコーチ（スポーツ少年団）
 - ③ JSP0公認スポーツコーチングリーダー（旧コーチングアシスタント）移行完了者
※令和5年11月30日までに申請済みの者
3. 令和7年度にスポーツ少年団へ指導者登録する場合は以下の①～③いずれかに該当する必要があります。
 - ① JSP0公認スポーツ指導者資格（JBA/JFA のC 級コーチライセンス以上を含む）保有者
 - ② 令和6年度スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会修了者
※旧スタートコーチ（スポーツ少年団）

③ JSP0公認スポーツコーチングリーダー（旧コーチングアシスタント）移行完了者

※令和6年11月30日までに申請済みの者

| 移行申請期間 | 資格登録手続き期間 | 資格有効期間 | 少年団登録 |
|-------------------------|--------------------|--------------------------|---------------------|
| 令和5年12月1日 ～令和6年5月31日 | 令和6年7月 ～令和6年9月末 | 令和6年10月1日 ～令和10年9月30日 | 令和7年度以降「指導者」として登録可能 |
| 令和6年6月1日 ～令和6年11月30日 | 令和7年1月 ～令和7年3月末 | 令和7年4月1日 ～令和11年3月31日 | |

なお、スポーツリーダー/スポーツ少年団認定員資格からJSP0公認スポーツコーチングリーダーへの移行申請は令和6年12月以降も引き続き可能ですが、令和6年11月30日までに移行申請を行わない場合は、令和7年度にスポーツ少年団へ指導者登録はできません。

また、旧「スポーツ少年団認定員」未保有者であっても、スポーツリーダー資格の保有者であればコーチングアシスタントへの移行申請は可能です。

【JSP0 HP参照】

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/menjoshinsei_manual.pdf

旧「スポーツ少年団認定員」のみを保有しており、JSP0公認スポーツコーチングリーダー（旧コーチングアシスタント）への移行をしていない場合は3. ③により令和7年度にスポーツ少年団へ指導者登録が可能です。

4. 理念を学んだ者について

スポーツ少年団の理念を学んだ者とするためには、以下①～②のいずれかに該当する必要があります。

① スタートコーチ（ジュニア・ユース/旧スポーツ少年団）の保有者

② 旧認定員資格保有者であり、2019年度にスポーツ少年団に指導者登録をしている者

| 資格状況 | スタートコーチ (ジュニア・ユース) スタートコーチ (スポーツ少年団) | 旧認定員資格 保有者 (2019年度少年団指導者登録者) | 旧認定員資格 保有者 (2019年度少年団指導者未登録者) | JSP0公認スポーツ指導者資格（JBA・JFAのC級コーチライセンス以上含む）のみ保有者 |
|---------|---|------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 理念を学んだ者 | ○ | ○ | × | × |

「スポーツ少年団登録規程施行細則」第2条の4に記載のとおり、指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者（次のいずれかにあてはまる者）としなければならない。

- (1) 令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- (2) スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者
- (3) 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和 5（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者
- (4) 令和 2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され、有効である者

5. スポーツ少年団指導者登録に関するQ&Aについて
別紙「スポーツ少年団指導者登録に関するQ&A」をご参照ください。

公益財団法人新潟県スポーツ協会
新潟県スポーツ少年団（担当：佐川）
〒950-0933 新潟市中央区清五郎 67 番地 12
デンカビッグスワンスタジアム内
TEL 025-287-8600 FAX 025-287-8601
【E-Mail】 suposyo@niigata-sports.or.jp

スポーツ少年団指導者登録に関するQ&A

令和6年5月10日
新潟県スポーツ少年団

スポーツ少年団の指導者登録について、以下の質問が多く寄せられていますので、よくある質問をまとめましたので参考としてください。

Q1. 少年団登録の要件を満たさずに少年団登録はできますか。

A1. できません。少年団登録については、「スポーツ少年団登録規程施行細則」に記載の要件を満たした単位団が登録可能です。

Q2. 理念を学んだ指導者が2名いないのですが、どうすればいいでしょうか。

A2. 「スポーツ少年団登録規程施行細則」に指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者としなければならない。と記載のとおり、少年団登録期間内に新たに単位団に加入できる「理念を学んだ指導者」をお探しいただく必要があります。不可能な場合は、本年度の登録はできません。なお、指導者から今年度中にスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会を受講いただくことで、次年度から「理念を学んだ指導者」として登録することが可能です。

Q3. 今まで旧「スポーツ少年団認定員」で指導者登録をしており、公認指導者資格※は保有していません。令和5年11月30日までにコーチングアシスタント(現スポーツコーチングリーダー)に移行しませんでした。少年団登録はできますか。

A3. 少年団登録は可能ですが、役員・スタッフとしての登録となります。スポーツ少年団への指導者登録には公認指導者資格※の保有が必須です。なお、令和6年度のスポーツ少年団登録において、旧「スポーツ少年団認定員」保有者が「指導者」登録をするためには、令和5年11月30日までにスポーツコーチングリーダーへ移行申請を行う必要がありましたが、令和5年12月1日以降も、スポーツコーチングリーダーへ移行申請は可能です。令和5年12月1日～令和6年11月30日に移行手続きを行った方は、最短で令和7年度のスポーツ少年団において「指導者」登録が可能です。

Q4. 旧「スポーツ少年団認定員」を保有していましたが、令和5年11月30日までにコーチングアシスタント(現スポーツコーチングリーダー)に移行をし忘れてしまいました。今から移行できますか。

A4. できます。スポーツコーチングリーダーへの移行申請は現在期限が定められていないため、現在も指導者マイページより移行申請が可能です。ただし、これから移行申請を行っても、令和6年度に指導者として登録することはできません。令和6年11月30日までに移行申請を行うことで最短で令和7年度に指導者として登録することが可能です。

Q5. 旧「スポーツ少年団認定員」を保有していれば「理念を学んだ指導者」になりますか。

A5. 認定員資格を取得して以来、途切れることなく指導者として登録を継続している場合は「理念を学んだ者」になります。なお、2019年度に旧「スポーツ少年団認定員」でスポーツ少年団の指導者として登録した場合はその後登録が途切れたとしても「理念を学んだ者」としての状態は維持されます。しかし、旧「スポーツ少年団認定員」を活用して指導者登録ができないため、別途公認指導者資格※の保有が必要になります。2019年度に旧「スポーツ少年団認定員」でスポーツ少年団の指導者として登録が完了しており、現在公認指導者資格※にて登録した指導者及びスタートコーチ(ジュニア・ユース)資格にて登録した指導者が「理念を学んだ指導者」という事になります。

Q6. 「理念を学んだ者」が2名いれば単位団は継続して登録できますか。

A6. 指導者として登録をした2名が「理念を学んだ者」である場合は団の継続登録は可能です。なお、役員およびスタッフの中に2019年度に旧「スポーツ少年団認定員」で指導者登録をしていた「理念を学んだ者」がいても条件を満たしたことはありません。あくまで指導者登録をした者の中から少なくとも2名以上の「理念を学んだ者」が必要となります。

Q7. 旧「スポーツ少年団認定員」は今からでも取得ができますか。

A7. できません。令和元(2019)年度をもって、スポーツ少年団指導者資格(認定員・認定育成員)の養成は終了しました。令和2(2020)年度以降は、公認指導者資格を保有していればスポーツ少年団に「指導者」として登録することが可能です。令和5(2023)年度までは、認定員・認定育成員資格をもって「指導者」として登録が可能でしたが現在は終了しています。

Q8. スポーツリーダーは今からでも取得できますか。

A8. できません。令和2(2020)年からスポーツ指導者基礎資格の新資格としてコーチングアシスタント(現スポーツコーチングリーダー)の養成が開始したことに伴い、スポーツリーダーの新規養成については終了しております。

Q9. 旧「スポーツ少年団認定員」を保有していなくてもスポーツリーダーを保有していればスポーツコーチングリーダーに移行申請はできますか。

A9. できます。スポーツリーダーのみを取得した方も、スポーツコーチングリーダーへ移行申請を行うことが可能です。移行申請は旧「スポーツ少年団認定員」同様いつでも可能ですが、スポーツ少年団に指導者登録を行う場合は指導者登録を行う前年度の11月30日までに申請が必要です。(令和7年度に指導者登録を行う場合は令和6年11月30日まで、令和8年度に指導者登録を行う場合は令和7年の11月30日までに申請が必要)

※公認指導者資格

JSPPO公認スポーツ指導者資格(JBA・JFAのC級コーチライセンス以上含む)